

事 務 連 絡
令 和 4 年 4 月 7 日

一般社団法人日本病院寝具協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医 療 関 連 サ ー ビ ス 室

プラスチック資源循環促進法の施行に伴う取組について（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、令和4年2月28日付で、事務連絡「プラスチック資源循環促進法の施行に向けた取組についてのお願い」をお示しし、令和4年4月1日に施行されたプラスチック資源循環促進法について傘下の団体等への周知等の御協力をお願いしたところでは

すが、今般、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者が、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置を判断する際の参考として、環境省より、別添「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」が示されました。

貴法人におかれましては、傘下の団体等に対し周知等の御協力をお願いします。

なお、本手引きは、今回公表版を第1版として、今後も好事例の追加など行っていく予定とのことです。

<参考情報>

プラスチック資源循環の特設サイト

<https://plastic-circulation.env.go.jp/about/hourei?tab=tebiki>

環境省 HP プラスチック資源循環法関連

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/circulation.html>

プラ法の制度を説明した動画

<https://plastic-circulation.env.go.jp/setsumeikai>

[添付資料]

別添 排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き